

船橋市ケア・リハビリセンター外壁その他改修工事の

一般競争入札【総合評価型（施工能力評価タイプⅤ類）】の実施について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 及び第 1 6 7 条の 1 0 の 2 の規定により、総合評価型による一般競争入札を次のとおり実施する。本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）により行う。

なお、本工事の入札手続等は、本公告に定める事項を優先するものとし、本公告に定めがない事項については、船橋市建設工事等一般競争入札実施要領及び船橋市一般競争入札【総合評価型】実施要領に基づき実施する。

令和 8 年 8 月 5 日

船橋市長 松 戸 徹

（公印省略）

記

工事記号及び工事名	NB 2 2	船橋市ケア・リハビリセンター外壁その他改修工事
工事場所	船橋市飯山満町 2 丁目 5 1 8 番 2 ほか	
工事期間又は工事期限	令和 1 0 年 3 月 3 1 日	
工事の概要	別紙工事概要書のとおり	
予定価格	落札者決定後に公表	
低入札価格調査制度の調査基準価格及び失格判断基準価格	落札者決定後に公表	
本工事の入札参加者に必要な資格等（公告日時点）		
地域要件	船橋市内に本店がある者	
業種等	建築一式工事の特定建設業の許可	
当該業種の格付等	A ランク ただし、本市が発注した当該業種工事を受注した者は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間において、当該工事が完成し引渡しが行っている場合、工事技術検査結果の評定点合計がすべての当該業種工事で 6 5 点未満でない者。	
配置する技術者	一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種における監理技術者資格者証を有する者を専任配置（当該開札日現在で 3 カ月以上の恒常的雇用関係にある者）	
施工実績	なし	
その他	代表者が同一の事業者にあつては、1 つの事業者のみでの参加を認める。	

総合評価型（施工能力評価タイプV類）の施工計画等に関する事項	
提出様式	提出する様式は、第1号様式及び「別紙 施工計画等の評価項目等及び評価基準」に記載されている各様式とする。各様式は、本市ホームページに掲載している「船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する入札参加者提出書類様式集（令和8年4月版）」を用いて作成すること。
提出ファイル作成方法	提出するすべての資料（各様式及び各様式の添付資料）をひとつのPDFファイル（Ver-1.7以下）にまとめ、入札参加者が作成したことがわかるようにすること。
落札候補者の決定方法	標準点（100点）に入札者の施工計画等に係る評価の得点を基に算出した点数（以下「加算点」という。）を加えた点（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札金額で除した数値に100万を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。 技術評価点＝標準点＋加算点 評価値＝技術評価点÷入札金額×1,000,000 加算点は、施工計画等に係る評価の得点の合計を、施工計画等に係る評価の満点（18点）で除したものに、加算点の満点（10点）を乗じて算出する（小数点第4位以下切り捨て）。 なお、施工計画等に係る評価の得点については、「別紙 施工計画等の評価項目等及び評価基準」により算出する。
入札書・入札金額内訳書・施工計画等の提出について	入札書・入札金額内訳書・施工計画等は、「ちば電子調達システム」により、入札期間内に同時提出すること。 ただし、添付ファイルの容量超過等やむを得ない理由により、施工計画等を「ちば電子調達システム」で入札書・入札金額内訳書と同時提出ができない場合に限り、入札書・入札金額内訳書を提出した日と同日であれば、他の提出方法により提出を認めるので、提出前に契約課へ提出方法等を確認すること。なお、提出方法等の確認及び施工計画等の提出は、入札期間内の開庁時間内に限るものとする。 入札書・入札金額内訳書・施工計画等を入札期間内に同時提出をしなかった場合、又はやむを得ない理由により施工計画等を他の提出方法において提出を認められたにもかかわらず同日に提出しなかった場合、当該入札者が行った入札は無効とする。 また、すべての施工計画等の訂正、追加、差し替え等は認めない。

入札等について	
入札回数等	(1) 本工事の入札回数は、2回までとする。 (2) 1回目の入札において、全入札参加者の入札金額が予定価格に達しないときは2回目の入札を行う。 (3) 1回目の入札において、入札参加者の入札金額が失格判断基準価格を下回った場合は、その入札参加者の入札を無効とする。なお、全入札参加者の入札金額が失格判断基準価格を下回った場合は、入札を不調とする。 (4) 2回目の入札を行う場合は、再入札通知書を令和8年10月9日（金）午後4時00分までに送付するので、通知の到達を必ず確認すること。 (5) 2回目の入札は、1回目の入札が無効になった者を除き、1回目の入札参加者により行う。 (6) 2回目の入札において、2回目の入札に参加した全入札参加者の入札金額が予定価格に達しないとき、又は失格判断基準価格を下回った場合は、入札を不調とする。
開札場所	船橋市役所6階入札室
1回目の開札日時	令和8年10月9日（金） 午後1時10分から
1回目の入札期間	令和8年9月17日（木） 午前9時00分から 令和8年9月29日（火） 午後3時00分まで
2回目の入札における注意事項	(1) 2回目の入札金額内訳書の作成は不要とする。 (2) 入札金額とくじ番号を入力し、(3)のファイルを添付して送信すること。 (3) 入札書の内訳書欄に電子ファイルの添付がないと入札書を送信できないことから、本工事の入札関係書類（1回目の入札金額内訳書等）を入札書欄に添付すること。 (4) 設計図書等に対する質問等は受け付けない。 (5) 施工計画等の差し替え、訂正等は認めず、技術評価点の変更は行わない。 (6) 評価値は、2回目の入札金額をもって再度算出する。
2回目の開札日時	令和8年10月13日（火） 午前11時00分から
2回目の入札期間	再入札通知書送付後から 令和8年10月13日（火） 午前10時00分まで
設計図書等に対する質問締切日等	令和8年8月26日（水） 午後3時00分までに契約課あてにE-mailにより申し込むこと。 【E-mail】 keiyaku@city.funabashi.lg.jp ※E-mailを契約課へ送信後、必ず電話により受信確認をすること。 【TEL】 047-436-2182 質問があった場合の回答は令和8年9月2日（水）に船橋市ホームページに掲載する。
支出区分	前金払・中間前金払・竣工払 ただし、前金払の請求は令和9年4月1日以降とする。

入札金額内訳書	(1) 入札書の内訳書欄に入札金額に対応した入札金額内訳書を電子ファイルで添付すること。入札金額内訳書の様式は任意であるが、本市のホームページ(下記 URL)に掲載している入札金額内訳書様式例を参考とし、(2)～(4)を備えていること。 (2) 工事記号又は工事名、商号又は名称を記載し、入札参加者が本工事の入札金額内訳書として作成したことがわかるようにすること。 (3) 入札金額内訳書に記載する見積項目は工事設計書のページ1（本工事内訳書）からページ8（機械設備工事 科目別内訳 機械設備工事）の合計8ページ分とする。 また、工事価格は、1. 直接工事費計 2. 共通仮設費 3. 現場管理費 4. 一般管理費等の4項目の合計となるようにすること。 (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条および施行規則第1条の規定に基づき、上記1.～4.の4項目には、内訳として「材料費」「労務費」「法定福利費の事業主負担額」「安全衛生経費」「建退共制度の掛金」を適切に記載すること。 (5) 以下のいずれかに該当する場合には入札を無効とする。 ・入札金額内訳書を提出しない場合 ・入札金額内訳書の見積項目の合計額、工事価格と入札金額が一致しない場合 ・記載事項に不備があり、入札金額内訳書として認められないと判断した場合 建設工事における入札金額内訳書について https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/nyusatsu/005/p015797.html
開札後、落札候補者として指示された際に提出する書類	(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（工事） (2) 特定建設業の許可を証明する書類の写し (3) 専任で配置する技術者の国家資格を証明する書類の写し (4) 監理技術者資格者証（講習修了証を含む）の写し（表・裏） (5) 技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し（監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）※上記(4)により、確認できる場合は不要。
建設業者の社会保険等未加入対策について	社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）未加入建設業者との下請契約は、原則認めないものとする。 詳細は本市のホームページ参照のこと（産業・事業者向け→入札情報・業者登録→建設工事・測量・コンサル等→建設業者の社会保険等未加入対策について）
契約締結時期	(1) 落札者の決定後、指定した日に仮契約を締結しなければならない。 (2) 本工事は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により、船橋市議会令和8年第4回定例会に議案として提出予定であり、議会で可決されたとき本契約となる。 (3) 船橋市議会で可決されるまでの間に、会社更生法による更生手続開始の申立を行った場合、民事再生法による再生手続開始の申立を行った場合、破産法による破産の申立を行った場合、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置に該当した場合、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置に該当した場合及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置に該当した場合、本工事の仮契約は解除する。 (4) 本工事の仮契約が解除となった場合、または本契約とならない場合、発注者に対して損害賠償請求できない。

低入札価格調査制度に関する事項	(1) 本工事の入札には、「低入札価格調査実施要領」に基づく低入札価格調査制度を設けているので、入札金額が調査基準価格を下回った入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。 (2) 本工事の入札には、失格判断基準価格を設定しており、入札金額が失格判断基準価格を下回った入札者は失格とする。 (3) 失格判断基準価格を下回り失格となった入札者を除き、入札金額が調査基準価格を下回った入札者は、1 回目の入札においては、令和 8 年 10 月 13 日（火）午前 10 時 00 分までに、2 回目の入札においては、令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 5 時 00 分までに低入札価格調査実施要領別紙 1 の書類作成要領に基づき指定された書類を作成し、契約課へ提出しなければならない。当該書類は最低価格入札者でなくとも提出しなければならない。期限までに提出しない者は失格とする。 (4) 低入札価格調査の対象となった入札者は、事情聴取等に協力し、落札者として決定した場合には、技術者を 2 名以上配置しなければならない。さらに、工事完成後、「船橋市低入札価格工事履行調査実施要領」に基づく調査に応じなければならない。
建設リサイクル法	本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の対象工事として扱う。
週休 2 日制モニタリング工事（営繕工事、プラント系工事）	本工事は、「週休 2 日制モニタリング工事」として扱う。 詳細は、「週休 2 日制モニタリング工事実施マニュアル（試行）」を必ず確認すること。 また、本市のホームページ参照のこと（産業・事業者向け→工事・委託業務に関する技術情報→工事の入札契約に関する技術情報→週休 2 日制モニタリング工事（営繕工事、プラント系工事）について）
その他	本工事の入札は、入札金額と入札金額以外の多様な要素を総合的に評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結するため、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。
入札保証金及び契約保証金について	入札保証金については免除する。 契約保証金については船橋市契約規則第 3 2 条、第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。
工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等について	落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、船橋市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 なお、通知書の様式は、本市のホームページ（下記 URL）に掲載している手順により申請すること。 入札関係書式（一般競争入札・建設工事・測量コンサル用） https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/nyusatsu/005/p002670.html

※ 入札に関する詳細は、「船橋市建設工事等一般競争入札実施要領」及び「船橋市一般競争入札【総合評価型】実施要領」で必ず確認して下さい。

別紙 施工計画等の評価項目等及び評価基準

区 分	項 目	細 目	提出 様式	配点	点 数	評価基準
企業の 技術力	企業の 施工能力	過去10年間 ^{※1} の同種工事 ^{※2} の施工実績 ^{※3}	第5号 様式	2～0	2	国等 ^{※17} 、都道府県等 ^{※18} 又は船橋市発注工事の実績あり
					1	船橋市を除く市町村等 ^{※19} 発注工事の実績あり
					0	その他
		船橋市発注工事の過去3カ年度間 ^{※4} の「業種：建築一式工事」での工事成績評定平均点 ^{※5}	第6号 様式	4～-2	4	73点以上
					3	71点以上73点未満
					2	69点以上71点未満
					1	67点以上69点未満
					0	65点以上67点未満又は実績なし
					-1	60点以上65点未満
					-2	60点未満
		過去2カ年度間 ^{※6} の船橋市優良建設業者の表彰	第7号 様式	1～0	1	表彰あり
					0	表彰なし
		船橋市における不誠実な行為等 ^{※7}	第8号 様式	0	0	なし
				指名停止月数 × -1 (最大-4)	-1 ～ -4	過去2年間 ^{※20} に指名停止処分 ^{※21} あり
		ISO認証 ^{※8}	第9号 様式	1～0	1	ISO9001の取得あり
					0	ISO9001の取得なし
	配置予定 技術者の 能力	過去10年間 ^{※1} の同種工事 ^{※2} の施工経験 ^{※9・※26}	第11号 様式	2～0	2	国等 ^{※17} 、都道府県等 ^{※18} 又は船橋市発注工事の経験あり
					1	船橋市を除く市町村等 ^{※19} 発注工事の経験あり
					0	その他
		船橋市発注工事の過去4カ年度間 ^{※10} の「業種：建築一式工事」での工事成績評定点 ^{※11・※26}	第12号 様式	1～0	1	73点以上の実績あり
					0	73点以上の実績なし
		過去4カ年度間 ^{※10} の船橋市優秀現場技術者の表彰	第13号 様式	1～0	1	表彰あり
					0	表彰なし
		過去1カ年度間 ^{※12} の継続教育（CPD）の取組	第14号 様式	1～0	1	取得あり ^{※22}
					0	取得なし
		若手技術者 ^{※13} の配置	第15号 様式	1～0	1	配置する ^{※23}
					0	配置しない
		女性技術者 ^{※14} の配置	第16号 様式	1～0	1	配置する ^{※23}
					0	配置しない
企業の 信頼性・ 社会性	地域 貢献度	災害時応援協定 ^{※15} の締結	第18号 様式	1～0	1	締結あり ^{※24}
					0	締結なし
	労働者 賃金	災害時の基礎的事業継続力認定 ^{※16}	第19号 様式	1～0	1	認定あり ^{※25}
					0	認定なし
		公共工事設計労務単価の確保	第20号 様式	1～0	1	確保する
					0	その他

- ※1 「過去10年間」とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- ※2 「同種工事」とは、以下に示す工事とする。なお、施工実績や施工経験がある場合は、それを証明できる資料（同種工事であることがわかる資料と、その工事が竣工し引渡し完了していることがわかる資料）を添付すること。例えば、「登録内容確認書（工事実績）竣工登録」で同種工事であることを証明できない場合は、「工事完成図面と登録内容確認書（工事実績）竣工登録」等のように複数の資料を添付すること。
同種工事：タイル張り仕上げ外壁の外壁剥落防止工事を含む工事
- ※3 「施工実績」とは、過去10年間に完成し引渡し済んだ元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）での工事の実績とする。
- ※4 「過去3カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去3カ年度とする。
- ※5 「工事成績評定平均点」とは、過去3カ年度間に完成し引渡し済んだ元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）での請負代金額1千万円以上の工事の平均点とする。
- ※6 「過去2カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去2カ年度とする。
- ※7 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止をいう。
- ※8 「ISO認証」は、入札公告日現在で本市の入札参加有資格者名簿に登録された事業所が認証されていることを証明できる資料（認証機関が発行する登録証の写し等）を添付するものとする。
- ※9 「施工経験」とは、過去10年間に完成し引渡し済んだ元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）での工事で、監理技術者もしくは主任技術者又は現場代理人として従事した経験とする。また、当該工事で技術者の途中交代があった場合は、従事期間が最も長い技術者のみを評価する。（余裕期間制度を用いた工事の場合は、配置を要しない期間を除く。）ただし、工場製作を含む工事において工場製作期間と現地据付期間で配置技術者を分けて従事した場合は、現地据付期間の技術者の経験の評価する。
- ※10 「過去4カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去4カ年度とする。
- ※11 「工事成績評定点」とは、過去4カ年度間に完成し引渡し済んだ請負代金額1千万円以上の工事（共同企業体の場合は出資比率が20%以上）のうち、監理技術者もしくは主任技術者又は現場代理人として従事した工事を対象とする。また、当該工事で技術者の途中交代があった場合は、従事期間が最も長い技術者のみを評価する。（余裕期間制度を用いた工事の場合は、配置を要しない期間を除く。）ただし、工場製作を含む工事において工場製作期間と現地据付期間で配置技術者を分けて従事した場合は、現地据付期間の技術者が従事した工事を評価する。
- ※12 「過去1カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去1カ年度とする。
- ※13 「若手技術者」とは、開札日現在で満40歳未満であり、かつ3カ月以上の恒常的雇用関係にある者をいう。
- ※14 「女性技術者」とは、開札日現在で3カ月以上の恒常的雇用関係にある者をいう。
- ※15 「災害時応援協定」とは、船橋市地域防災計画における災害時応援協定締結先一覧の「災害復旧に関する協定」のことをいう。
- ※16 「災害時の基礎的事業継続力認定」とは、国土交通省関東地方整備局長が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定」のことをいう。
- ※17 「国等」とは、国土交通省や他省庁に準ずる機関及び特殊法人等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）」第1条に規定する法人）とする。
- ※18 「都道府県等」とは、都道府県及び政令指定都市とする。
- ※19 「市町村等」とは、市町村、特別区及び船橋市が属する一部事務組合とする。
- ※20 「過去2年間」とは、当該工事を入札公告する前年度から過去2年間に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間とする。
- ※21 「指名停止処分」は、過去2年間に指名停止処分を受けた期間が一部でも含まれていれば「あり」とする。なお、対象となる指名停止措置が複数ある場合は、当該指名停止期間を累積して、評価点を算出する。（1カ月に満たない場合は、切り上げとする。）
- ※22 「取得あり」とは、建設系CPD協議会加盟団体のうちいずれかの団体、又は建築CPD情報提供制度の推奨単位数の取得があることをいう。
- ※23 「配置する」とは、監理技術者もしくは主任技術者又は現場代理人のいずれかとして工事の全期間にわたり配置することをいう。ただし、「若手技術者」と「女性技術者」で別の者を現場代理人として2名配置するとした場合は、1名分のみを評価する。
- ※24 「締結あり」とは、入札公告日現在で協定を締結又は協定を締結している組合等に加盟していることをいう。
- ※25 「認定あり」とは、入札公告日現在で認定を受けていることをいう。

※26 評価対象期間中に、産前・産後・育児・介護の各休業により休業した場合は、休業期間相当分として下表に示す期間を加えた期間で評価する。なお、評価対象期間中に複数の休業があった場合は合算する。

休業期間	評価対象期間に加える期間
1 年未満	1 年
1 年以上	2 年

工 事 概 要 書

工 事 年 度	令和 8 年度
工 事 コ ー ド	N B 2 2
工 事 名	船橋市ケア・リハビリセンター外壁その他改修工事
工 事 場 所	船橋市飯山満町 2 丁目 5 1 8 番 2 ほか

概 要

本工事は、船橋市ケア・リハビリセンター外壁その他を改修する工事である。

建築工事

一式

電気設備工事

一式

機械設備工事

一式